

指定通所リハビリテーション
指定介護予防通所リハビリテーション
運営規程

医療法人北寿会

介護老人保健施設 アップル学園前

指定通所リハビリテーション

指定介護予防通所リハビリテーション

運営規程

〈介護老人保健施設 アップル学園前〉

第1章 指定通所リハビリテーション

指定介護予防通所リハビリテーションの目的及び運営方針

(目的)

第1条 この規程は、医療法人北寿会 介護老人保健施設アップル学園前が行う通所リハビリテーション事業（以下「事業」という。）の運営管理に必要な事項を定め、介護保険法（平成9年法律第123号以下「法」という。）の基準原理に基づき、老人の自立を支援し、要支援状態または、要介護状態の利用者に対し、適切な指定通所リハビリテーション・指定介護予防通所リハビリテーションを提供することを目的とする。

(運営方針)

第2条 事業所は、前条の目的を達成するため次のことを方針として運営されるものとする。

- (1) この事業は、利用者が要介護状態等となった場合においても心身の状況、病歴等を踏まえて、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法または、言語聴覚療法その他必要なりハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図るものとする。また、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って指定通所リハビリテーション・指定介護予防通所リハビリテーションサービスの提供に努めなければならない。
- (2) 事業に当たっては、利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業者、介護予防支援事業者、他の居宅サービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。

- (3) 事業所では、利用者の意思及び人格を尊重し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合以外、原則として利用者に対し身体拘束を行なわない。
- (4) 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。
- (5) 前4項のほか、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」(平成11年厚生省令第37号)及び、「指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」(平成18年3月厚生労働省令第35号)に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

(事業所の名称など)

第3条

- (1) 名称 介護老人保健施設 アップル学園前
- (2) 所在地 奈良市中登美ヶ丘4丁目3番

第2章 従業者の職種、員数及び職務の内容

(職員の定数)

第4条 事業所に次の職員を基準を満たすために必要と認められる数以上おく。

- | | |
|------------------------|-----------|
| (1) 医師 | 1名(入所と兼務) |
| (2) 看護師、准看護師 | 1名 |
| (3) 介護職員 | 14名 |
| (4) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士 | 2名 |
| (5) 管理栄養士 | 1名(入所と兼務) |

(職務内容)

第5条 職員の職務内容は、次の通りにする。

- (1) 事業所管理者は、事業の従業員の管理、業務の実施状況の把握、その他の管理を一元的に行わなければならない。
- (2) 事業所管理者は、従業員にこの運営規程を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。
- (3) 医師は、事業所管理者の命を受け利用者の健康管理及び医療の処置に適切なる処置を講ずる。
- (4) 看護師・准看護師は、事業所管理者の命を受け利用者の保健衛生並びに看護業務を行う。

- (5) 介護職員は、事業所管理者の命を受け利用者の日常生活全般にわたる介護業務を行う。
- (6) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士は、事業所管理者の命を受け、利用者などに対する理学療法業務、作業療法業務又は言語聴覚療法業務を行う。
- (7) 栄養士又は管理栄養士は、食事相談、献立の作成、栄養量計算、給食記録を行い調理員を指導して給食業務に従事する。

(勤務体制の確保)

- 第6条 事業所は、利用者などに対し、適切な通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーションサービスを提供できるよう、従業員の勤務体制を定めておかなければならない。
- 2 事業所は、当該事業所の従業員によって通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーションサービスを提供しなければならない。
 - 3 事業所は、従業員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。
 - 4 事業所は、全ての従業員（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。

第3章 事業所の定員及び営業内容

(定員)

- 第7条 事業所の定員は、1日95人とする。
(同時提供可能人数)

(定員の順守)

- 第8条 事業所は、定員を超えて利用させてはならない。

(営業日・営業時間及びサービス提供時間)

- 第9条 事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。
- (1) 営業日 月曜日から土曜日までとする。
(但し、年末年始12月30日から1月3日までを休みとする。)
 - (2) 営業時間 午前8時から午後5時までとする。

(3) サービス提供時間

1 単位目	8:30～17:00	利用定員	65名
2 単位目	8:30～12:30	利用定員	30名
3 単位目	13:30～17:00	利用定員	30名

第4章 利用者に対する事業サービスの内容、及び利用料、 その他の費用の額

(内容及び手続きの説明及び同意)

第10条 事業所は、サービスの提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又は家族に対し、運営規程の概要、従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資することを認める重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について、利用申込者の同意を得なければならない。

(受給資格等の確認)

第11条 事業所は、サービスの提供を求められた場合には、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめるものとする。

2 事業所は、前項の被保険者証に認定審査会意見が記録されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーションサービスを提供するように努めなければならない。

(サービスの利用と終了)

第12条 事業所は、その身体の状態及び病状並びにその置かれている環境に照らし、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療が必要であると、認められる者を対象に、通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーションサービスを提供するものとする。

2 事業所は、正当な理由なく通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーションサービスの提供を拒んではならない。

3 事業所は、当該事業所の通常の事業の実施地域（当該事業所が通常時に当該サービスを提供する地域をいう。以下同じ。）等を勧告し、利用申込者に対し自ら適切なサービスを提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る居宅介護支援事業者、介護予防支援事業者への連絡、適当な他の指定居宅サービス事業者、介護予防支援事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。

- 4 事業所は、利用申込者の利用に際しては、その者に係る居宅介護支援事業者、介護予防支援事業者に対する照会等また、利用者に係る居宅介護支援事業者、介護予防支援事業者、が開催するサービス担当者会議等を通じて、その者の心身の状況、生活歴、病歴、指定居宅サービス等（法第七条第十八項に規程する指定居宅サービス等をいう。）の利用状況等の把握に努めなければならない。
- 5 事業所は、利用者の心身の状況、病状、その置かれている環境等に照らし、その者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかについて定期的に検討し、これを記録しなければならない。
- 6 前項の検討に当たっては、医師、薬剤師、看護・介護職員、支援相談員、介護支援専門員等の従業員の間で協議しなければならない。

（居宅介護支援事業者、介護予防支援事業者等との連携）

- 第13条 事業所は、事業を提供するに当たっては、居宅介護支援事業者、介護予防支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。
- 2 事業所は、事業の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、主治の医師及び居宅介護支援事業者、介護予防支援事業者に対する情報の提供並びに保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

（健康手帳への記載）

- 第14条 事業所は、提供した内容に関し、利用者の健康手帳（老人保健法（昭和57年法律第80号）第13条の健康手帳をいう。以下同じ。）の医療の記録に係るページに必要な事項を記載しなければならない。但し、健康手帳を有しない者については、この限りではない。

（利用料等の受領）

- 第15条 事業所は、法定代理サービスに該当する通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーションサービスを提供した際には、利用者から利用料の一部として、当該通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーションサービスについて厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の総額から当該事業所に支払われる通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション費の額を控除して得られた額の支払を受けるものとする。
- 2 事業所は、法定代理受領サービスに該当しない通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーションサービスを提供した際に利用者から支払を受ける利用料の額

と、通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

- 3 事業所は、前2項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を受けることができる。
 - (1) 食費
 - (2) おやつ代
 - (3) おむつ代
 - (4) 理美容代
 - (5) 前4号に掲げるもののほか、通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーションサービスにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるもの。
- 4 事業所は、前項各号に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者または家族に対し、当該サービス内容及び費用について通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーションサービス利用約款に掲載の料金に基づき説明を行い、利用者の同意を得なければならない。
- 5 法定代理受領サービスに該当しない指定通所リハビリテーション・指定介護予防通所リハビリテーションに係る利用料の支払いを受けた場合は、提供したサービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付する。

(通常の送迎の実施地域)

第16条 通常の送迎の実施地域は次のとおりとする。

- | | |
|-----|--|
| 奈良市 | 北登美ヶ丘、東登美ヶ丘、中登美ヶ丘、西登美ヶ丘、南登美ヶ丘、登美ヶ丘、押熊町、中山町、中山町西、鶴舞西町、鶴舞東町、二名、二名町、二名平野、二名東町、松陽台、大淵町、学園赤松町、学園緑ヶ丘、学園新田町、学園朝日町、朝日町、百楽園、学園北、学園中 |
| 生駒市 | 鹿ノ台北、鹿ノ台西、鹿ノ台東、鹿ノ台南、北大和、真弓、真弓南、あすか野北、あすか野南、あすか台 |

(指定通所リハビリテーション・指定介護予防通所リハビリテーションサービスの取り扱い方針)

第17条 事業所は、通所リハビリテーション・指定介護予防通所リハビリテーション計画に基づき、利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行わなければならない。

- 2 通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーションサービスは、通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行われなければならない。
- 3 通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーションの提供に当たっては、通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション計画に基づき、利用者の心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立に資するよう、妥当適切に行う。
- 4 事業所の従業員は、通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーションサービスサービスの提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、リハビリテーションの観点から療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行わなければならない。
- 5 通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーションサービスに当たっては、常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者に対し適切なサービスを提供する。特に、認知症の状態にある要介護者等に対しては、必要に応じ、その特性に対応したサービス提供ができる体制を整える。
- 6 事業所は、自らその提供する通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーションサービスの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション計画の作成)

- 第18条 通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション計画は、当該事業所の医師の診療に基づき、利用者ごとに作成すること。運動機能検査、作業能力検査等して、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、リハビリテーションの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション計画を作成しなければならない。また、通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション計画の進捗状況を定期的に評価し、必要に応じて当該計画を見直しをしなければならない。
- 2 通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション計画は、既に居宅サービス・介護予防サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成しなければならない。また、利用者が居宅サービス・介護予防サービス計画の変更を希望する場合は、当該利用者に係る居宅介護支援事業者、介護予防支援事業者への連絡その他の必要な援助を行わなければならない。
 - 3 医療機関から退院した利用者に対し通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション計画を作成する場合には、医療と介護の連携を図り、連続的で質の高いリハビリテーションを行う観点から、当該医療機関が作成したリハビリテーション実施計画書等を入手し、当該利用者に係るリハビリテーションの情報を把握しなければならない。その際、リハビリテーション実施計画書以外の退院時の情報提供に係る文

書を用いる場合においては、当該文書にリハビリテーション実施計画書の内容（「リハビリテーション・個別機能訓練、栄養、口腔の実施及び一体的取組、「本人・家族等の希望」「健康状態、経過」「心身機能・構造」「活動」「リハビリテーションの短期目標」「リハビリテーションの長期目標」「リハビリテーションの方針」「本人・家族への生活指導の内容（自主トレ指導含む）」「リハビリテーション実施上の留意点」「リハビリテーションの見直し・継続理由」「リハビリテーションの終了目安」）が含まれていなければならない。ただし、当該医療機関からリハビリテーション実施計画書等が提供されない場合においては、当該医療機関の名称及び提供を依頼した日付を記録に残さなければならない。

- 3 事業者は、通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。
- 4 事業所は、通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション計画を作成した際には、当該通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション計画を利用者に交付しなければならない。
- 5 事業所は、それぞれの利用者について、通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション計画に従ったサービスの実施状況及びその評価を診療記録に記載する。

（身体の拘束等）

第19条 事業所は、原則として利用者に対し身体拘束を廃止する。但し、当該利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため等緊急やむを得なく身体拘束を行う場合、事業所の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載する。

- 2 事業所は、身体的拘束等の適正化を図るため、以下に掲げる事項を実施する。
 - （1） 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図る。
 - （2） 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。
 - （3） 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施する。

（虐待の防止等）

第20条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下に掲げる事項を実施する。

- （1） 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことが

できるものとする。)を定期的で開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。

- (2) 虐待防止のための指針を整備する。
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修を実施する。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

(褥瘡対策等)

第21条 事業所は、利用者に対し良質なサービスを提供する取り組みのひとつとして、褥瘡が発生しないような適切な介護に努めるとともに、その発生を防止するための体制を整備する

(食事の提供)

第22条 利用者の食事は、栄養並びに利用者の心身の状況、栄養状態の管理、病状及び嗜好を考慮したものとするとともに、適切な時間に行わなければならない。

2 利用者の食事は、その者の自立の支援に配慮し、できるだけ食堂で行われよう努めなければならない。

3 但し、食事提供は、2単位、3単位目の利用者には提供しない。

(相談及び援助)

第23条 事業所は、常に利用者の心身の状況、栄養状態の管理、病状、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対しその相談に適切に応じるとともに、必要な助言、その他の援助を行わなければならない。

(要介護認定の申請に係る援助)

第24条 事業所は、サービスの提供の開始に際し、要介護認定を受けていない利用申込者については、要介護認定等の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合には、当該利用申込者の意向を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

2 事業所は、居宅介護支援、介護予防支援が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定等の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定等の有効期間が終了する三十日前にはなされるよう、必要な援助を行わなければならない。

第5章 事業所の利用に当たっての留意事項

(栄養管理)

第25条 事業所利用中の食事は、特段の事情がない限り事業所の提供する食事を摂取しなければならない。

食費は第15条に利用料として規程されるものであるが、同時に、事業所は第22条の規程に基づき利用者の心身の状態に影響を与える栄養状態の管理をサービス内容としているため、食事内容の管理・決定できる権限を委任いただかなければならない。

(衛生保持)

第26条 利用者は、事業所の清潔、整頓、その他環境衛生の保持のため事業所に協力しなければならない。

(身上変更の届出)

第27条 利用者は家族関係などに変更が生じたときは、速やかに事業所管理者に届け出なければならない。

(事業所内禁止行為)

第28条 利用者は、事業所内で次の行為をしてはならない。

- (1) 宗教や習慣の相違などで他人を攻撃し、または自己の利益のために他人の自由を侵すこと。
- (2) 喧嘩もしくは口論をなし、泥酔しまたは楽器などの音を大きく出して静穏を乱し、他の利用者に迷惑を及ぼすこと。ただし、ラジオ、テレビ、レコードの視聴時間については別に定める。
- (3) 指定した場所以外で火気を使用すること。
- (4) 故意に事業所もしくは物品に障害を与え、またはこれらを事業所外に持ち出すこと。
- (5) 金銭または物品の頼み事をする事。
- (6) 事業所内の秩序、風紀を乱しまたは安全衛生を害すること。
- (7) 無断で備品の位置、または形状を変えること。

第29条 事業所管理者は、利用者が決められた規律に従わなかったり、禁止行為を行ったりして、共同生活の秩序を乱すことがあった場合には、適切な指示、指導を行い、さらにそれに従わないときは、身元引受人の承認を得た上で退出させることができる。

第6章 非常災害対策

第30条 事業所は、非常災害に関する具体的計画を立てておくとともに、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

- 2 前項の実施について、少なくとも年2回以上の避難訓練を行うものとする。
- 3 訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努める。

(業務継続計画の策定等)

第31条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーションサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施する。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

第7章 その他の事業所の運営に関する重要事項

(衛生管理等)

第32条 事業所は、利用者の使用する事業所、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに医薬品及び医療用具の管理を適正に行わなければならない。

- 2 事業所は、当該事業所において感染症が発生し、又は蔓延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
 - (1) 事業所における感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
 - (3) 事業所において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施する。
 - (4) 「厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手

順」に沿った対応を行う。

(揭示)

- 第33条 事業所は、当該事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、協力医療機関、利用料その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項（以下この条において単に「重要事項」という。）を揭示しなければならない。
- 2 介護老人保健施設は、重要事項を記載した書面を当該介護老人保健施設に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、前項の規定による揭示に代えることができる。
 - 3 事業所は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

(秘密保持等)

- 第34条 事業所の従業者は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。
- 2 事業所は、従業者であったものが、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。
 - 3 事業所は、居宅介護・介護予防支援事業者等に対して、利用者に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により利用者の同意を得ておかなければならない。

(居宅介護支援事業者、介護予防支援事業者に対する利益供与等の禁止)

- 第35条 事業所は、居宅介護支援事業者、介護予防支援事業又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

(苦情処理)

- 第36条 事業所は、提供した通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーションサービスに関する利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。
- 2 事業所は、前項の苦情を受け付けた場合には、苦情の内容等を記録しなければならない。
 - 3 事業所は、提供した通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーションサービスの提供に関し、法第23条の規程により市町村が行う質問若しくは照会に応じ、利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
 - 4 事業所は、市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市町村に報告しなければならない。

- 5 事業所は、提供した通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーションサービスに係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会の指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 6 事業所は国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しなければならない。
- 7 事業所は、苦情を受け付けるための窓口を設置するほか、苦情処理担当者について掲示し、その他介護保険の苦情窓口として奈良県国民健康保険団体連合会介護苦情窓口についても併せて掲示する。

(事故発生時の対応)

- 第37条 事業所は、利用者に対する通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーションサービス提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。
- 2 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置を記録しなければならない。
 - 3 事業所は、利用者に対する通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーションサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(緊急発生時の対応)

- 第38条 事業所は、利用者に対し、事業所医師の医学的判断により対診が必要と認める場合は、協力病院、協力医療機関又は協力歯科医療機関での診療を依頼しなければならない。
- 2 事業所は、利用者に対し、事業所における通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーションサービスでの対応が困難になった場合、又は、専門的な医学的対応が必要と判断した時点で、他の専門的機関を紹介しなければならない。
 - 3 前2項のほか、指定通所リハビリテーション・指定介護予防通所リハビリテーション利用中に利用者の心身の状態が急変した場合、事故等の急の場合で連絡がとれないときは、事業所の判断で他の専門的機関を先に紹介を行い、その後ご連絡しなければならない。また、関係行政機関等、担当介護支援専門員等に、上記に関する報告、届出を行わなければならない。

(会計の区分)

第39条 事業所は、通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーションサービスの事業の会計とその他の事業の会計を区分しなければならない。

(記録の整備)

第40条 事業所は、従業者、事業所及び構造設備並びに会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

(1) 管理に関する記録

- ①事業日誌
- ②職員の勤務状況、給与、研修などに関する記録
- ③月間及び年間の事業計画表及び事業実施状況

(2) 会計経理に関する記録

(3) 事業所及び構造設備に関する記録

2 事業所は、利用者に対する通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーションサービスの提供に関する諸記録を整備し、サービス提供の日から5年間保存しなければならない。

(1) 利用の判定に関する記録

(2) 通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーションサービスに関する記録

- ①利用者などの台帳
- ②利用者などの記録
- ③診察、看護、介護、機能訓練などの記録
- ④療養記録など療養に関する記録
- ⑤通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーションサービスに計画に関する記録
- ⑥献立及び食事に関する記録

(その他)

第41条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

(附則)

第42条 この規程は、平成15年4月1日より制定する。
この規程は、平成16年8月1日に改定する。
改定後の第1条から第38条は、平成17年10月1日から施行する。
この規程は、平成18年4月1日に改定する。
この規程は、平成29年4月1日に改定する。
この規程は、令和5年12月1日に改定する。
この規程は、令和6年6月1日に改定する。

